

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

施設運営上の安全管理

入所児童の安全を確保するための環境を整えるための着眼点や犯罪被害、自然災害等発生時の対応について理解することを目的とする。

目次

1. 日常の安全管理	2	4. 新たな危機事象への対応	19
一時保護所において想定される危機事象	3	弾道ミサイル発射に係る対応について	20
点検対象の整理	4	一時保護所への犯罪予告への対応について	21
点検の視点	5	(参考) 障害のある子どもが事故発生時に 陥りやすい支障	22
点検項目の例	6	5. 感染症対応	23
点検の実施	8	感染症に関する基本的理解	24
2. 自然災害対応	9	基本的な感染症対策	25
避難訓練の実施	10	感染症の疑い時・発生時の対応	28
備品・備蓄の準備	11		
地震が起きたときの対応	12		
気象災害が起きたときの対応	13		
3. 不審者対応	14		
不審者侵入への対応の流れ	15		
不審者侵入事案対策（日常管理）	16		
不審者対応で各職員が必ず押さえるべきこと（やるべきこと）	17		
不審者が退去に応じない場合各職員が必ず 押さえるべきこと（やるべきこと）	18		

日常の安全管理

一時保護所において想定される危機事象

- 施設運営上、危機管理が必要と思われる危機事象は次のようなものがあります。それぞれに対してどのように対応するか定めておくことが必要です

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症、スポーツ中の頭頸部損傷その他の外傷、階段その他からの転落、急病等による心肺停止 等
	犯罪被害	<ul style="list-style-type: none"> 不審者侵入、地域での不審者情報、一時保護所への犯罪予告、所内不審物
	食中毒、異物混入	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒、食事への異物混入 等
	食物等アレルギー	<ul style="list-style-type: none"> 食事等によるアレルギー・アナフィラキシー
災害安全	気象災害	<ul style="list-style-type: none"> 洪水・内水氾濫・高潮等による浸水、強風による飛来物・停電、突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	地震・津波災害	<ul style="list-style-type: none"> 建物倒壊、家具等の転倒・落下、津波浸水、液状化、二次災害としての火災・がけ崩れ・ライフライン寸断 等
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> がけ崩れ、土石流、地すべり
	火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 火砕流、融雪型泥流、火山灰 等
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所の事故 等
	大規模事故災害	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンスタンド、化学工場など危険物取扱施設での事故 等
	火災	<ul style="list-style-type: none"> 所内施設や近隣からの出火
その他	大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> 光化学オキシダント被害、微小粒子状物質（P.M2.5）
	感染症	<ul style="list-style-type: none"> 結核、麻しん、新たな感染症 等
	弾道ミサイル発射	<ul style="list-style-type: none"> Jアラートの緊急情報発信
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 空からの落下物、インターネット上の犯罪被害 等

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジアース教育新社,p42を参考に作成

点検対象の整理

- 所内の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、所内の施設・設備の点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しておくことが重要です。
- 例えば学校の場合は、学校保健安全法施行規則で、下表のとおり定期点検・臨時点検・日常点検を行うことが求められています。
- 一時保護所内ではどういった箇所がそれぞれの点検対象となるか、各所属で整理し、点検を行いましょ。

学校保健安全法施行規則で求められている3種類の安全点検

種類	時期・方法等	対象	法的根拠
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常について傾倒的に行わなければならない（規則28条1項）
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用されると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記（規則28条1項）に準じて行われる例が多い
臨時の安全点検	必要があるとき <ul style="list-style-type: none"> • 運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 • 暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 • 近隣で危害の恐れのある犯罪の発生時など 	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う（規則28条第2項）
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない（規則29条）

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジヤース教育新社,p46より引用

点検の視点

- 点検においては、例えば防犯、防災、所内事故防止の視点から、以下のような点検項目を各所属で洗い出しておきましょう。

防犯の視点

- 不審者侵入防止用の設備
- 警報装置、監視システム、通報機器等の作動
- 避難経路の複数確保
- 出入口の施錠状態
- 施設周辺の犯罪発生条件（死角、街灯の有無など）

防災の視点

- 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- 書棚・家具等の壁・床への固定
- 警報装置や情報機器等の作動
- 避難経路・避難場所
- 施設周辺の災害発生状況（土砂災害、洪水など）
- 遊具等の劣化

校内事故防止の視点

- 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止
- 床板等の建材・遊具の劣化
- 窓・バルコニーの手すり等の劣化
- 防球ネット、バスケットゴール等の工作物、機器等の倒壊や落下等の防止
- エレベーター・防火シャッター等の作動確認

点検実施のポイント

- 日常業務の中に点検の視点を組み込む
目視、指差し確認程度の実施でも意味があります。異変に気付くことができる機会を増やしましょう
- 異常が見つかったらすぐに報告
見つけた異常についてはすべて共有し、緊急度に応じてなるべく早めの対応をしましょう
- 周期点検を計画し、実施する
普段あまり立ち入らない施設、稼働しない設備・システムの点検は最低でも年に1回は実施できるようにスケジュールを立てましょう

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジース教育新社,p46

参考：一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),p3

(参考) 点検項目の例

日常点検のポイント

施設の保全のために、特に日々気をつけてチェックしていただきたいポイントについてまとめました。安全で事故のない施設のため、皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

屋外の点検	
マンホール蓋のずれ 門のぐらつき 舗装の割れ	<p>① 舗装のひび割れ・陥没・損傷 人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。</p> <p>② マンホールや溝蓋の外れ・損傷・腐食 人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。</p> <p>③ 門やフェンスの傾き・腐食・変形 ぐらつきがあり倒れそうな場合は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。</p>
建物外部の点検	
ひび割れ 外壁の落下	<p>④ 外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き 人が歩くルートの外壁や庇を確認しましょう。落下しそうな部分を見つけた場合は、直下を立ち入り禁止にし〇〇課に連絡して下さい。</p> <p>⑤ 金属製の手すり・金具の傷みやぐらつき 触った人が落ちる可能性はありませんか。取り付けているものが落ちそうになっていませんか。</p> <p>⑥ エアコン室外機の異常音・異臭等 いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。</p>
建物内部の点検	
防火シャッターの障害物 避難経路の荷物 段差	<p>⑦ 高所にあるものの落下 エアコン・電気器具など、上部にあるものに傷みやぐらつきはありませんか。天井点検口はきちんと閉まっていますか。</p> <p>⑧ 避難経路(防火戸・廊下・階段・非常口) 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。</p> <p>⑨ 避難器具(避難はしご・救助袋) 器具の周囲や着地点に障害物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。</p> <p>⑩ 消防設備等(消火器・消火栓・火災報知器・排煙オペレーター) 各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。</p> <p>⑪ エアコン室内機の異常音・異臭等 いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。</p> <p>⑫ ガス漏れ警報器の電源・有効期限 電源が落ちていたり、有効期限が切れていませんか。有効期限が切れていたら、ガス会社に連絡してください。</p> <p>⑬ エレベーターの出入口 出入口に段差が発生していませんか。異常がある場合は、すぐに使用禁止とし〇〇課に連絡してください。</p>

-31-

周期点検のポイント【梅雨・台風前】

梅雨の長雨や、台風の強風と大雨に備えた点検のポイントについてまとめました。また、水泳授業の始まる前にプールの点検をしましょう。

〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

屋外の点検	
樹木の根元の腐朽、支柱の錆び・腐食	① 樹木の根元の腐朽、支柱の錆び・腐食 突風で根本から倒れると危険です。異常がある場合は転倒防止の対策やカラーコーンを置き、立ち禁止にするなど対策をしましょう。
高所にあるものの落下	② 高所にあるものの落下 通路以上からの落下物の危険性はありませんか。異常があれば迂回させるなどの対策をしましょう。
建物外部の点検	
トップライトの損傷・割れ	③ トップライトの損傷・割れ 利用者の転落を防ぎましょう。漏水の原因にもなりますので、雨天が続く前に修理しておきましょう。
屋上の金属類・雨どい・取付金具のぐらつき・腐食・変形 避雷針やアンテナ、タラップ、手すりなど屋上にあるもの確認 ヘリには近づかず安全な場所から目視で確認	④ 屋上の金属類・雨どい・取付金具のぐらつき・腐食・変形 避雷針やアンテナ、タラップ、手すりなど屋上にあるもの確認をしましょう。ヘリには近づかず安全な場所から目視で確認します。
バラベットの亀裂・損傷	⑤ バラベットの亀裂・損傷 落下すると危険です。また漏水の原因にもなります。亀裂の大きい場合は撤去して応急処置をするなど、落下を防ぎましょう。
排水ドレン・側溝の汚れ、目地の詰まり、樋の詰まり 防水層に大きなひび割れやくれはありませんか。ドレンや側溝は清掃	⑥ 排水ドレン・側溝の汚れ、目地の詰まり、樋の詰まり 防水層に大きなひび割れやくれはありませんか。ドレンや側溝は清掃しましょう。目地の雑草も雨漏りの原因になります。
煙突や鉄塔の亀裂・損傷・錆び 基礎も含めて亀裂や損傷がないか確認	⑦ 煙突や鉄塔の亀裂・損傷・錆び 基礎も含めて亀裂や損傷がないか確認しましょう。強風で転倒すると危険です。
備品、鉢植えなどの放置	⑧ 備品、鉢植えなどの放置 強風や地震で落下する危険があります。屋上やベランダ、庇(ひさし)には物を置かないようにしましょう。
建物内部の点検	
照明器具の球切れ・汚れ	⑨ 照明器具の球切れ・汚れ 清掃で明るくなります。雨天が続く前にきれいにしましょう。
エアコンの清掃・異臭・異音	⑩ エアコンの清掃・異臭・異音 エアコンの利用開始前にはフィルターの掃除を行いましょう。節電にもなります。室外機の周辺は物を置かないようにしましょう。
プールの点検	
プール内やプールサイドの段差・亀裂	⑪ プール内やプールサイドの段差・亀裂 裸足で歩くので、怪我につながりやすい場所です。
プール周辺のフェンスの破損	⑫ プール周辺のフェンスの破損 肌が露出しているので擦り傷や切り傷に直結します。破損部分にはテープを巻くなど応急処置をしましょう。
プール用のトイレ、更衣室の確認	⑬ プール用のトイレ、更衣室の確認 プールの時期に利用頻度が上がる通路などを合わせて確認しましょう。濡れている場所があれば、漏水の可能性があります。

-32-

参考：一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),pp31-32より引用











(参考) 点検項目の例

周期点検のポイント【避難訓練前】

避難訓練の前にチェックしていただきたいポイントについてまとめました。避難器具や消火設備の場所を確認しておきましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

屋内の点検		
	① 避難経路の障害物・可燃物 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	<input type="checkbox"/>
	② 防火戸周辺の障害物・可燃物 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	<input type="checkbox"/>
	③ 避難器具・消火設備・非常ベル・排煙窓周辺の障害物 各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	<input type="checkbox"/>
	④ 非常用出入口前の障害物 周囲に障害物がありますか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 非常用照明や誘導灯の破損・球切れ 避難の際の重要な目印です。点検の上、球切れの場合はすぐに交換して備えましょう。	<input type="checkbox"/>
建物外部の点検		
	⑥ 屋外階段の障害物・可燃物 避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。	<input type="checkbox"/>
	⑦ 屋外階段の亀裂・錆び等 普段、頻繁に利用しないので、訓練前に点検しましょう。以上がある場合は〇〇課に連絡して下さい。	<input type="checkbox"/>
学校特有の点検		
	⑧ 前回指摘事項の経過観察 災害時に危険な箇所とならないか経過観察を行い、劣化等が進行している場合には〇〇課に相談しましょう。	<input type="checkbox"/>
	○	<input type="checkbox"/>
	○	<input type="checkbox"/>

避難経路を点検する際の視点

- 避難訓練時に使わない経路も忘れずに点検しましょう
1つの経路が使用不能となった場合に備えて、教室からの避難経路は原則2つ以上設けられています。
- 児童生徒だけでも避難できるようにしておきましょう
外階段に出るためのドアや、階段室1階から外へ出るためのドアは、ほとんどの場合で避難経路となっています。いつでもだれでも内側から開けられる状態にしておく必要があります。
- 廊下も重要な避難経路です できるだけ物を置かないようにしましょう。

周期点検のポイント【平常時】

法定点検は時点の点検でしかありません。施設を安全に保つためには施設関係者の継続した点検が必要です。年に1回以上皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

屋外の点検		
	① 擁壁のふくらみ・亀裂 ふくらみや大きな亀裂はありませんか。水抜きパイプは詰まっていませんか。擁壁の不具合につながります。〇〇課に連絡して下さい。	<input type="checkbox"/>
	② 斜面の亀裂・変形・沈下 斜面が崩れると危険です。異常を感じたら〇〇課に連絡して下さい。	<input type="checkbox"/>
建物外部の点検		
	③ 建具の不具合・変形・損傷等 サッシの開閉・施錠に問題はありませんか。ガラスが割れていませんか。怪我の原因になると共に防犯上も問題があります。	<input type="checkbox"/>
	④ ポンプ・タンク類の変形・異常音・異臭 設備機器のある位置、警報の出る場所を知っておきましょう。基礎や取付部分も含めて損傷がないか、水漏れがないかも確認しましょう。	<input type="checkbox"/>
	⑤ 高架水槽・受水槽の変形・異常音・異臭 設備機器のある位置、警報の出る場所を知っておきましょう。基礎や取付部分も含めて損傷がないか、水漏れがないかも確認しましょう。	<input type="checkbox"/>
	⑥ キュービクル・分電盤・配電盤の異常音・異臭・発熱 外部から目視でわかる範囲で結構です。いつもと違うことを感じたら〇〇課に連絡して下さい。	<input type="checkbox"/>
	⑦ 電気幹線のはずれ・垂れ下がり・損傷 外部から目視でわかる範囲で結構です。異常を感じたら〇〇課に連絡して下さい。	<input type="checkbox"/>
建物内部の点検		
	⑧ 床・壁のささくれ・段差 床や壁に突起や段差ができていませんか。床のシートがよれて段差になっていませんか。ちょっとしたことが怪我の原因になります。	<input type="checkbox"/>
	⑨ トイレや蛇口まわりの漏水 外部や内部を問わず、トイレや蛇口まわりに漏水はありませんか。水たまりになると滑って危険です。すぐに止水しましょう。	<input type="checkbox"/>
	⑩ コンセントやガスコックのカバーの損傷・紛失 感電やコックが破損してのガス漏れなど危険です。すぐに修理しましょう。	<input type="checkbox"/>
	⑪ 換気扇の故障 変な臭いは異常音がありませんか。正常に作動していますか。適切な換気が必要です。すぐに修理しましょう。	<input type="checkbox"/>
学校特有の点検		
	○	<input type="checkbox"/>
	○	<input type="checkbox"/>

点検の実施

点検中の安全確保・持ち物

- 点検の実施に当たっては、点検者と子どもたちの安全確保が重要です。
- 点検に集中するあまり危険に気づかないことがあるので、無理をしないようにしましょう

点検者の安全のために

- 屋上等高所ではへりに近づかない。後ずさりしない。
- 窓やバルコニーから身を乗り出さない
- 高所作業時は2名以上で実施する
- 悪天候時は屋外点検は実施しない
- スリッパ・サンダル等の脱げやすい靴で点検しない
- 脚立使用時は2名以上で、一番上の段には乗らない
- 受変電設備は業者に任せる

子どもの安全のために

- 高所から手荷物等を落とさないようにする
- 普段施錠しているところは、施錠忘れがないようにする
- 設備機器のスイッチ等には触らない

点検時の持ち物

- 点検シート（点検項目票）、筆記用具、画板、カメラ、軍手
- ほごりの多いところは雑巾
- 必要により施設の図面、巻き尺があると便利です
- 高所作業時はヘルメットの着用を忘れずに

点検結果の記録

- 点検結果は記録し、施設管理担当者が移動してもスムーズに業務を引き継げるようにしましょう。写真を添えると効果的です。
- 点検結果は、修繕・改修につなげる予算要求のための貴重なデータとなります。

点検結果を保存する

- 点検結果を記したファイルは保存しましょう。

記録は後任に引き継ぐ

- 施設管理担当者の異動の際には、点検の記録等を後任者に確実に引き継ぎましょう

昨年度の点検結果を振り返る

- 繰り返し起きている不具合を把握したり、修繕・改修ができなかった不具合の経過観察を行います。

修繕・改修につなげるために

- 不具合を修繕・改修につなげるために情報を施設所管課や、財政部門と共有することが大切です。

自然災害対応

避難訓練の実施

- 災害発生時に子どもが常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養う多面い避難訓練を行います。

訓練計画の策定

- 地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定に関して以下の組み合わせで設定します
- その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練も実施します。

地震（津波）及び火災の訓練

事故・災害	×	予告有無	×	予告有無
地震①（津波危険有） ②（火災あり）		予告あり		避難経路一部使用不可
火災①（所内より発火） 火災②（近隣にて出火）		予告なし		管理職不在
				電話不通・停電あり
				朝/休み時間/ 夜間

その他の訓練

不審者侵入（予告有・日中）
弾道ミサイル（予告あり・日中）
総合防災訓練

訓練の工夫

- 緊急地震速報チャイム音を活用するほか、緊急地震速報がないまま地震動が発生する場合も想定します。
- 訓練にリアリティ・臨場感を持たせるため、負傷者や行方不明児童の発生を想定したり、緊急時持ち出し品の持ち出し等を実際に行います。
- 不審者対応及び弾道ミサイル発射情報に対する訓練については、必要以上に子どもを不安にさせることのないようにします。

参考：文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン,2022,ジース教育新社,pp175-176

備品・備蓄の準備

- 災害発生時に備えて、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップ・準備するとともに、それらを保管する場所について検討しておきましょう

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例

頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池式ランタン
救助・避難に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ

二次対応時に役立つ物資等の例

情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯テレビ（ワンセグ） <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話 <input type="checkbox"/> トランシーバ
避難行動時に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> ロープ

待機時に役立つ物資等の例

生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 医薬品類 <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 医療ニーズのある子どものための予備薬・器具等 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 担架
その他	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油 <input type="checkbox"/> 段ボールや古新聞 <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器

東日本大震災の事例から

東日本大震災では、備蓄品や備蓄場所を検討する上で、学ぶべき事例がいろいろありました。

事例①

津波で1階の職員室が水没し、屋上に行くための扉の鍵を取りに行けなかったが、合い鍵が2階にあることを思い出し、開けることができた。

事例②

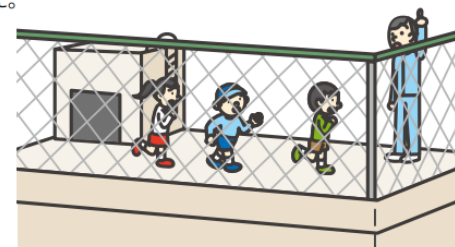
養護教諭が次々に来校した保護者に呼び止められ、対応をしている間に津波が来てしまった。その結果、1階の保健室に備蓄していた薬品や飲料水が泥まみれになり使えなくなった。

事例③

体育館の倉庫に備蓄していた毛布が津波をかぶったが、幸い流出することなく、しかもアルミバックされていたので湿ってもいなかった。津波が引いたあと取りに行き、冷え込んだ屋上で一夜を明かすための貴重な防寒具となった。アルミの袋は教職員や地域の大人が保温用に使った。

解説

学校が津波で被災した場合、1階の保健室や職員室にあるものは使えなくなると考えなければいけません。また、津波が来るおそれのあるときに1階に物を取りに戻るのは危険です。津波のおそれがある学校では、災害時に必要なものは、あらかじめ高層階に備蓄しておくことも考えておきましょう。土砂災害や水害への備えも同様です。



参考：文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き, pp12-13

地震が起きたときの対応

- 地震を感知したと同時に安全確保のための初期対応をとります。
- 揺れが収まった後、津波など考えられる二次災害対応を実施します

初期対応

- 地震発生時には子どもが恐怖を感じて動けなくなったりパニックになったりすることも考えられます。
- 「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、子どもたちを誘導します

落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所や留意点

落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所や留意点	
所内	<ul style="list-style-type: none">• 地震による揺れを感じたり緊急地震速報の報知音が聞こえたら、直ちに「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を判断し、そこに身を寄せます• 机のある場所では、机の下に隠れます• 机がない場所では、いすなどの落下物を妨げるものの下に隠れます• 隠れるものが何もない場所では、上からものが落ちてこない、横からものが倒れてこない、移動してこない場所に移動し、低い姿勢で頭を守ります。
所外	<ul style="list-style-type: none">• ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、外壁、電線等の落下物や転倒物、液状化や隆起するマンホールに注意する。

二次対応

素早い情報収集

- 下表のような二次災害から身を守るため、ラジオ、テレビ、インターネット、広報無線からの情報収集を行います。
- 津波災害の危険がある地域では、情報の有無にかかわらず素早い避難行動が必要です。

津波	<input type="checkbox"/> 海からの津波 <input type="checkbox"/> 河川を遡上して堤防を越えてくる津波
火災	<input type="checkbox"/> 施設からの出火 <input type="checkbox"/> 周辺の地域からの延焼・類焼
余震	<input type="checkbox"/> 建物の倒壊 <input type="checkbox"/> 非構造部材の落下・転倒・移動
その他	<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> 地盤（沈下,すべり,擁壁の崩壊等） <input type="checkbox"/> 水害（堤防決壊,ダムの決壊,土砂ダムの決壊等） <input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 雪害

臨機応変な判断と避難

- 自然災害は、過去の災害やハザードマップなどの想定を超える規模となる可能性が常にあります。
- 想定を超える災害では、防災マニュアルの内容が適切ではなくなる場合もあるため、マニュアルの内容にとどまらず、その時々で状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択することが大切です。

参考：文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き,pp20-22

気象災害が起きたときの対応

情報収集・避難の検討（冠水、浸水等）

- 職員で分担して、一時保護所周辺の状況を把握します（道路の冠水、河川の推移、土砂崩れ、潮位等）。ただし、教職員の安全を第一に配慮し、できる範囲で行います。
- 土砂災害や浸水によって避難が必要となる可能性がある場合は早期に避難を検討します。

大雨への対応

- 浸水が予想される場合は土嚢を設置することで、施設内への雨水の侵入を押さえることができます。土嚢はホームセンター等で入手できます。
- また小規模な水災で水深の浅い初期の段階に行う水防工法として以下のようなものがあります。

簡易水のごみ袋を使った工法

40リットル程度の容量のごみ袋を二重にして中に半分程度の水を入れて閉めます。ごみ袋の強度に不安があれば重ねる枚数を増やします(買い物用のポリ袋でも代用できます)。作成した水のごみ袋を段ボール箱に詰め、レジャーシートなどで包みます。出入口などに隙間のできないように並べます。



プランターとレジャーシートを使った工法

土を入れたプランターをレジャーシートなどで包み、出入口などに並べて使用します。



参考：平塚市「家庭でできる浸水対策」

(https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/bosai/page-c_02782.html)

,2023/3/12閲覧 より引用

雷への対応

- 雷は周囲より高いものに程落ちやすいという特徴があります。
- 開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷することがあり、その場合約8割の人が命を落とすと言われています。
- 一時保護所において対応を要することは稀と思いますが、雷鳴が聞こえたら屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難します。
- 建築物の内部は基本的に安全ですが、全ての電気器具、天井・壁から1m以上離れればさらに安全です

竜巻への対応

- 竜巻は、発生予測が難しく移動速度も速いことから発生時には迅速な対応が求められます。竜巻の予兆が見られたら注意報の有無にかかわらず警戒態勢を取り、竜巻が発生した際の対応の準備をします。

【竜巻の現象】

<竜巻の予兆>

- 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなります。
- 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりします。
- 冷たい風が吹き出します。
- 大粒の雨やひょうが降り出します。

<竜巻が起こったら>

- 「ゴー」という音が聞こえてきます。
- 真っ黒い雲から漏斗状の雲が下がって見えます。
- トタン板や発泡スチロールなどのごみが宙を舞ったりします。

気象庁提供



【竜巻からの避難の留意点】

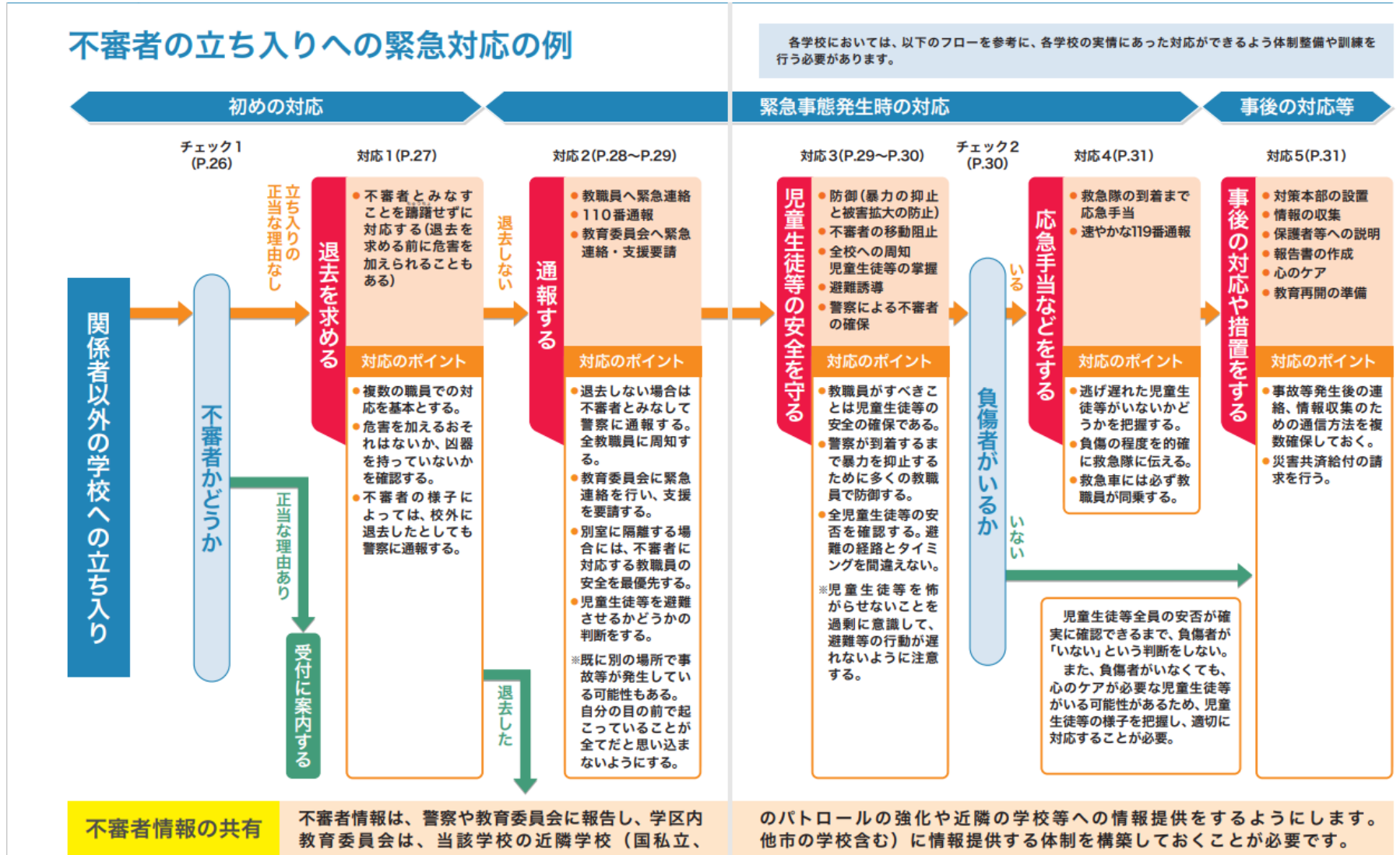
- 頑丈な建物内に避難し、飛来物の影響を押さえるため窓を閉め、カーテンを引き、窓ガラスからできるだけ離れます。
- 丈夫な机の下に入るなど、身の回りにある者で頭を守ります。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp37-40

不審者侵入対応

不審者侵入への対応の流れ

- 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」では、下記のような不審者立入の際の緊急対応のフローが示されています。一時保護所においても参考になると思料されます。



参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月), pp24-25より引用

不審者侵入事案対策（日常管理）

- 正当な理由なく施設に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、子どもの安全を最優先に対応することが必要です。

施設入口の管理

- 一時保護所内への立ち入りについて、職員、子ども、来客それぞれの時間帯ごとの動線を設定することで、関係者以外の出入りが分かりやすいようにします。
- 例えば学校における以下のような校門管理に倣って、動線設定をするのも一考です

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間 ○時○分～ ○分	<ul style="list-style-type: none">• 児童は校庭門から登校する。• 施錠担当教職員が工程を○時○分に開錠し、○時○分に施錠する• 児童は遅刻した場合、正門横の通用口から登校する	<ul style="list-style-type: none">• 常に正門横の通用口を使って出入りする
授業中	<ul style="list-style-type: none">• 児童・教職員ともに正門横の通用口を使って出入りする	
下校時間 ※曜日・学年により時間帯は異なる	<ul style="list-style-type: none">• 施錠担当教職員が、校庭門を下校時間開始時刻に開錠し、下校時間終了時に施錠する	
下校時間後	<ul style="list-style-type: none">• 正門横の通用口より出入りする	

来所者管理

例えば次のような対策を実施し、不審者侵入に万全を期します

- 来客の予定がある場合は、あらかじめ来客予定表に取りまとめます。
- 来客には、来客者受付票に記入を求めます。
- 来客者には来客者用の胸章などを配布し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求めるなどして、来客者であることを一目で峻別できるようにします。
- 職員は、一時保護所を管理する立場にあるという心構えを持って、来客者とすれ違った際には胸章を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がけます。

所内の巡視

例えば、起床時、日課の間、学習支援等の時間の間、消灯後の時間、夜間などの合理的な範囲で複数回、あらかじめ設定する巡視場所を定めて不審者、不審物がないか、施錠忘れ等ないか点検する巡視を行いましょう。

不審者対応で各職員が必ず押さえるべきこと（やるべきこと）



Point !

- 来所者用の名札等をつけているか確認し、所外の間人には声掛けを欠かさずに行います。
- 不審者であると判断される場合は安全のため必ず2人以上で対応します。
- 不審者が退去に応じない場合は110番通報、退去に応じた場合は再侵入がないように敷地外への退去を見届けるとともにしばらく様子を見ます。

不審者かどうかを確実に見分ける

来所者として不自然なことはないか

- 来所者の名札等を着用しているか
- 不自然な場所に立ち入っていないか
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか
- 凶器や不審物は持っていないか

声をかけて、用件を尋ねる

- 用件が答えられるか。また正当なものか。
- 職員に用事がある場合は、職員の名前が言えるか

正当な理由があっても、名札等を着用して なければ必ず受付に案内する

- 対応した職員だけが「正当な理由のある」来所者と知っていても意味がありません。

正規の来所者でない場合は退去を求める

2人以上で対応する

- 安全のため2人以上で対応します。
- 他の職員に助力を求め、人数が揃うのを待つのが大事です

退去するよう丁寧に説得する

- 相手が手を伸ばしても届かない間合いを保ちます
- 毅然とした態度で対応し、背中では決して向けません
- できる限り子どもがいる場所に不審者を向かわせないようにします。
- 退去に応じない場合は「110番」通報をします

再侵入しないか見届ける

- 相手が退去に応じた場合でも、再侵入のおそれがないとは言えないため、敷地外への退去を見届けます。
- 門や入口が空いている場合には必ず施錠します
- 再侵入防止のため、しばらくの間複数の職員がその場様子を見るようにします
- 警察に連絡し、パトロールの強化を行います。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp26-27

不審者が退去に応じない場合各職員が必ず押さえるべきこと（やるべきこと）



Point !

- 不審者が退去に応じない場合、110番通報するとともに可能であれば別室への案内・隔離を試みます
- 所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、子どもを避難させるか判断します

110番通報、不審者の隔離

他職員の応援を求めるとともに、110番通報

- 所内放送等を用いて他職員の応援を求めるとともに、連携して110番通報を行います。
- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさずにパトカーに来てもらうことも検討します。

不審者を別室へ案内・隔離

- 可能であれば、不審者を子どもから遠い位置にある部屋に案内・隔離します
- 案内の際は安全のため、不審者の横を歩きます
- 別室では不審者を先に部屋の奥に案内し、教職員は出入口近くに位置します
- 1対1の状況になることは絶対に避けます
- 職員がすぐに退避できるように隔離する部屋の出入り口の扉は開放します

所持品に注意して警察の到着を待つ

- 凶器等を隠し持っている場合があるので手の動きに注意します
- 不審者を興奮させないように注意し、警察の到着を待ちます
- 到着した警察官を案内する職員を決めておきます。

子どもの避難の要否を判断する

- 子どもの避難の要否を判断します。
- 避難を支持する場合はあらかじめ決めておいた文言を放送で流します

児童生徒等の安全を守る

防御をする

- 不審者と対峙した教職員は、子ども等から注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにします
- さすまた、消火器、ネットランチャー、傘、催涙スプレーなどを活用し、複数人で不審者をけん制し、取り押さえます。

避難誘導

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や、避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、居室待機などを支持します。
- 子どもの居住エリアに不審者が侵入した場合には、スムーズに子どもたちが避難できるように対応等を策定しておきます

負傷者の確認

- 負傷者が生じた場合は速やかに119番通報をします
- 負傷の程度、搬送された病院、付き添っている職員の名前を職員全体で共有します
- すべての子ども、職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにします
- 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。

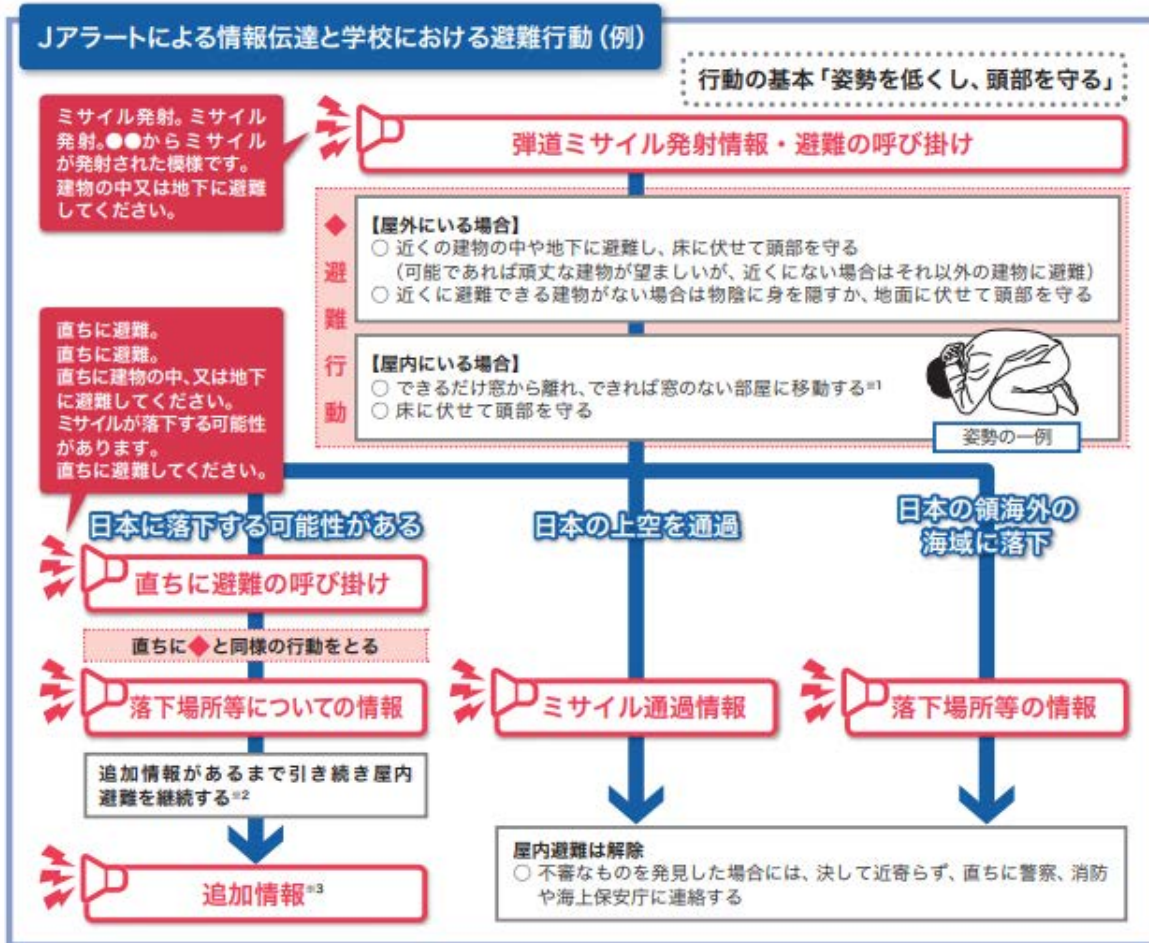
参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp28-30

新たな危機事象への対応

弾道ミサイル発射に係る対応について

- 弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。
- 弾道ミサイルが着弾した際は爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を護ることが必要です。

避難行動の例（学校を例に）



避難行動の留意点

屋内にいる場合

- 窓のない部屋に移動する、又はは窓からなるべく離れて床に伏せる若しくは机の下に入り頭部を守ります。

屋外にいる場合

- すぐ避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難します。
- 建物や地下に避難することが難しい場合は、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守ります。

もし近くに着弾した場合

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋又は風上に避難します。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉します。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）、pp42-43より引用

一時保護所への犯罪予告への対応について

- 爆破予告などの犯罪予告があった場合、警察等の関係機関と連携した対策が求められます。
- 警察に通報し、警察の指示のもと、事案に適切に対処します。
- 爆破予告等の情報等があった場合、子どもを不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一とした対応をします
- 当該情報に触れた職員は管理職等へ報告し、速やかに所内で情報共有するとともに、速やかに警察へ通報し、指示や情報を得ることが第一です。
- 一時保護所においては、不審なものがないか等、依然と異なる状況を早期に発見できるよう、日ごろから環境を整備し、安全点検等を実施することも大切です。

(参考) 障害のある子どもが事故発生時に陥りやすい支障

	障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障例
情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none">情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。自分から意思を伝えることが困難なことがある <p>※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要です。また、知的障害のある子どもには個別に簡潔な指示を与える必要があります。</p>
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none">危険の認知が難しい場合がある臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい危険回避しようと慌てて行動することがあるけがなどをしても的確に訴えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none">落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none">薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい避難時の天候や機構によっては生命の危険がある
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none">経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなる可能性がある。

参考：文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）,pp48

感染症対応

感染症に関する基本的理解

感染症とは

- ウイルス、細菌等の病原体が宿主の体内に侵入し、発育又は増殖することを「感染」といい、その結果何らかの臨床症状が現れた状態を「感染症」といいます。
- 感染症が発生するには、病原体を排出する「感染源」、その病原体が宿主に伝播するための「感染経路」、そして病原体の伝播を受けた「宿主に感受性が存在すること」が必要です。（感染症成立のための三大要因）
- 子どもが一定期間集団で生活する一時保護所では、一人一人の子どもと集団全体の両方について健康と安全を確保する必要があるため、感染症予防に関して正しい知識を持つことが重要です。

空気感染（飛沫核感染）

- 感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口や鼻から飛散した小さな飛沫が乾燥し、その芯となっている病原体（飛沫核）が感染性を保ったまま空気の流れによって拡散し、同じ空間にいる人がそれを吸い込むことで感染します。
- 空気感染対策の基本は「発症者の隔離」と「部屋の換気」です。
- なお、感染範囲は空調が共通の部屋間等も含めた空間内の全域に及ぶことに留意が必要です。

飛沫感染

- 感染している人が咳やくしゃみ、会話をした際に、口や鼻から病原体が多く含まれた小さな水滴が放出され、それを近くにいる人が吸い込むことで感染する。
- 飛沫感染は、多くの場合、飛沫を浴びないようにすることで防ぐことができます。感染している者から2m以上離れることや感染者がマスクを着用などの咳エチケットを確実に実施することが予防に有効です。

接触感染

- 感染源に直接接触することで伝播が起こる直接接触感染（握手、抱っこ、キス）と、汚染されたモノ（ドアノブ、手すりなど）で伝播がおこる間接接触感染があります。
- 接触感染は、身体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しませんが、病原体が体内に侵入することで感染が成立します。
- 病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわること、傷のある皮膚から病原体が侵入する等によって病原体が体内に侵入します。
- 最も重要な予防は手洗いです。

経口感染

- 病原体に汚染された食物や水分を口にすることによって、病原体が消化管に達して感染が成立します。
- 食材を衛生的に取り扱うことや適切な温度管理を行うこと、病原微生物が付着・汚染している可能性のある食材を十分に加熱することが重要です。

血液媒介感染

- 血液が傷ついた皮膚や粘膜につくと、そこから病原体が体内に侵入し、感染が成立する場合があります。
- 使い捨ての手袋などを装着し、血液・唾液などの体液に防護なく触れることのないよう注意することが必要です。

蚊媒介感染

- 病原体をもった蚊に刺されることで感染する感染症です。
- 溝の掃除により水の流れをよくして、水たまりを作らないようにすること、植木鉢の水受け皿や古タイヤを置かないように工夫することが蚊媒介感染の一つの対策となります。

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」、

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>), 2023/3/13閲覧, pp1-17

基本的な感染症対策

- 感染症を予防するには、病原体、感染経路、感受性宿主の三大要因について対策を取る必要があります。
- 効果的な方法は次のとおりです。

手洗い

- 手指の間や先端は言うまでもなく、手首の上まで、できれば肘まで、石鹸を泡立てて流水下で洗浄します。
- 手を拭く際は、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避けま
- 石鹸は液体石鹸が望ましく、詰め替える際は、残った石鹸を使い切り、容器をよく洗い乾燥させてから、新しいせっけん液を詰めま

咳エチケット

- 咳やくしゃみをする場合は、ハンカチ、タオル、ティッシュ等で口を覆い、飛沫を周りの人に浴びせないようにします。ハンカチを使った場合は絶対に共用しません。
- ハンカチやティッシュがない場合は手のひらではなく、肘の内側で口を覆います。



普段の清掃

- 床、壁、ドアなどは水拭きをします。
- 多くの人の手が触れるドアノブ、手すりなどは水拭きした後、1日1回の消毒（消毒用エタノール）が望ましい。
- ただし、ノロウイルス感染症発生時は塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症によってはその病原体に応じた清掃を行う必要があります。

吐物・下痢便の清掃

- 汚染場所に関係者以外の人近づかないようにし、換気の上、ゴム手袋、マスク、ビニールエプロンをし、ペーパータオルや使い捨ての雑巾でふき取ります。
- ふき取る際は、外側から内側に向かって、周囲に拡げないようにしてふき取り面を織り込みながら静かにふき取ります。ふき取ったものはビニール袋に密封して破棄します。
- 便や吐物の付着した箇所は、0.1% (1,000ppm) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で浸すように拭くか、消毒液を浸透させた布やペーパータオル等で覆うなどして消毒します。
- 処理後は手洗いを忘れずに実施し、使った手袋やペーパータオルは、ビニール袋に密封して破棄します。

予防接種

- 感染症に感受性がある者に対してあらかじめ免疫を与えることが感染症を未然に防ぐために重要です。
- 特に、ワクチンで予防可能な疾患は集団生活に入る前の接種が有効です。

参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」, pp1-17
参考：東京都福祉保健局「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル（第3版）」 (平成18年1月) , pp22-24

(参考) 正しい手洗いの手順

手洗いの順序



1. 手のひらを合わせ、よく洗う



2. 手の甲を伸ばすように洗う



3. 指先、爪の間をよく洗う



4. 指の間を十分に洗う



5. 親指と手掌をねじり洗いする



6. 手首も洗う



7. 水道の栓を止めるときは、手首か肘で止める。できないときは、ペーパータオルを使用して止める

<正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30秒以上、石鹸を用いて流水で行います。

- ① 液体せっけんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります
- ④ 両指を組み、指の間を洗います
- ⑤ 親指を反対の手で握り、ねじり洗いします
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

(参考) おう吐物の処理

- ①汚染場所に関係者以外の人が近づかないようにする。
- ②処理をする人は使い捨て手袋とマスク、エプロンを着用する。



- ③おう吐物は使い捨ての布やペーパータオル等で外側から内側に向けて、拭き取り面を折り込みながら静かに拭き取る。



同一面でこす
ると汚染を拡
げるので注意

- ④使用した使い捨ての布やペーパータオル等はすぐにビニール袋に入れ処分する。



ビニール袋に 0.1%次亜塩素酸ナトリウム
を染み込む程度に入れ消毒するとよい。

- ⑤おう吐物が付着していた床とその周囲を、0.1%次亜塩素酸ナトリウムを染み込ませた布やペーパータオル等で覆うか、浸すように拭く。



次亜塩素酸ナトリウムは鉄などの金属を腐食するので、拭き取って 10 分程度たったら水拭きする。

- ⑥処理後は手袋をはずして手洗いをする。手袋は、使った布やペーパータオル等と同じように処分する。



<あらかじめ準備しておくもの>

使い捨て手袋、マスク、ガウンやエプロン、
ふき取るための使い捨ての布やペーパータオル、
ビニール袋、次亜塩素酸ナトリウム、専用バケツ

<ポイント>

- おう吐物を処理した後48時間は感染（ノロウイルス等）の有無に注意
- おう吐物の処理時とその後は、大きく窓を開けるなどして喚起し、換気設備がある場合は必ず運転してください。

感染症の疑い時・発生時の対応

- Point !**
- 子どもの病気の早期発見と迅速な対応は、感染拡大を予防するうえで重要です。子どもの体調が悪く、いつもと違う症状等がみられる場合には、これらを的確に把握し、体調の変化等について記録します。
 - 感染症が発生した場合は医療につなぐとともに、感染拡大防止のため、手洗い・消毒等徹底するとともに、感染症の発生状況を記録します。

感染症の疑いのある子どもに気づいたとき

- 医務室等の別室に移動させ、体温測定等により子どもの症状等を的確に把握し、体調の変化等について記録を行います。
- 適宜嘱託医、看護師等に相談して指示を受けます。
- 子どもは発熱、下痢、嘔吐、咳、発しん等の症状により不快感や不安感を頂きやすいので、子どもに安心感を与えるように適切に対応します。

発熱時対応

- 経口補水液、湯冷まし、お茶等により水分を補給する
- 熱が上がって暑がるときは薄着にしたり氷枕を当てたりする
- 寒気があるときは保温する
- 高熱が出ている場合には、首の付け根・わきの下・足の付け根などを冷やす
- 微熱の時は水分補給を行い安静にさせたあと、30分程度様子を見てから再検温する

咳の対応

- 水分補給をする
- 必要におうじて背中をさするなどする
- 安静にし呼吸を整えさせる。
- 食事は消化の良い、刺激の少ないものにする

発しんの対応

- 爪が伸びている場合は短く切る
- 皮膚に刺激の少ない木綿等の材質の下着を着せる
- 発しんが増えていかないか確認する

下痢の対応

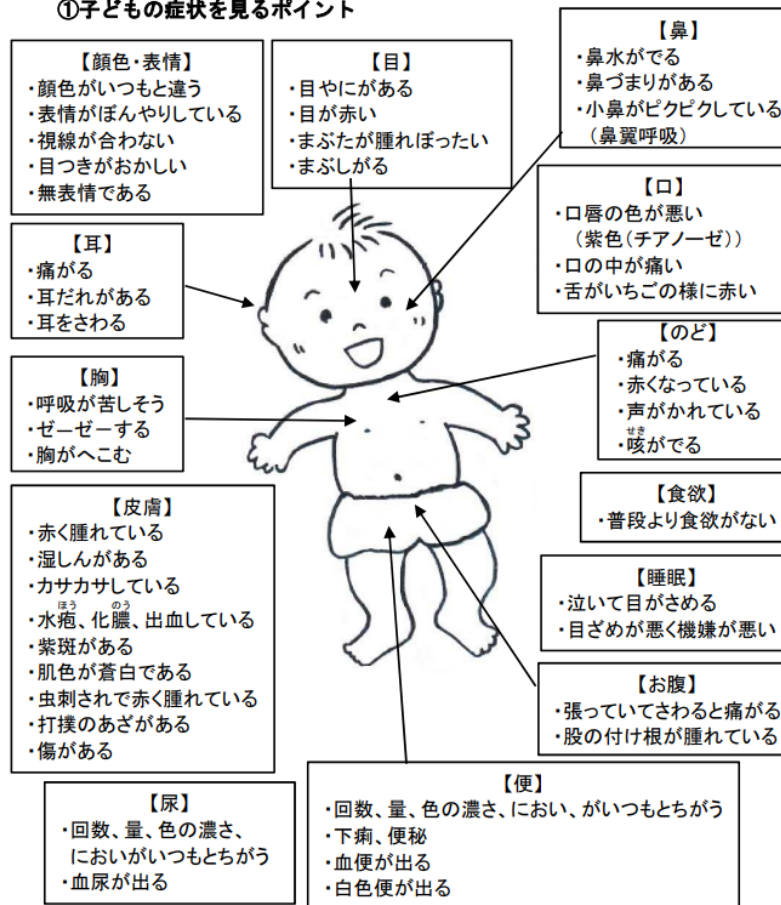
- 感染予防のための適切な処理を行う
- 下痢で水分が失われるため、水分補給を十分に行う
- 食事の量を少なめにし、消化の良いものにする。
- 受診の際は便を持っていく

嘔吐の対応

- 感染予防のための適切な処理を行う
- うがいをさせる。
- うがいができない場合は口腔内に残っている嘔吐物を取り除く
- 何をきっかけに嘔吐したか確認する
- 寝かせる場合は嘔吐物が気管に入らないよう横向きにする
- 吐き気が落ちたら少量ずつ水分補給を行う

子どもの症状をみるポイント

①子どもの症状を見るポイント



参考：厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」,pp71-76

参考文献

- 文部科学省『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン, ジアース教育新社. 2022,
- 一般社団法人建築保全センター『学校施設の点検ハンドブック』,2015,
(https://www.bmmc.or.jp/system4/3gakkosisetsu_handbook.pdf)(2023/3/8閲覧),
- 文部科学省 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き
- 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）
- 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」
- 東京都福祉保健局「社会福祉施設等におけるノロウイルス対応標準マニュアル（第3版）」（平成18年1月）